令和８年度　児童デイサービスセンター療育相談員（フルタイム会計年度任用職員）採用募集要項

１．募集職種・採用予定人数及び応募資格

募集職種	募集人数	応募資格（学歴・資格等の条件）
児童ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ療育相談員 （フルタイム会計年度任用職員）	１名	以下のいずれかの条件を満たす者 １．児童指導員の任用資格がある者　※別紙参照 ２．保育士資格を持つ者

２．試験の有無及び試験内容等

試験の有無	有の場合		
	試験内容	試験日時及び場所	合否通知の方法
有	個人面接	○試験日　　応募者に対し別途通知 ○会場　　根室市児童デイサービスセンター	文書にて通知

３．応募方法及び受付期間

応募書類	応募書類の提出先	受付期間
１．申込書兼履歴書 （市指定様式） ２．資格を確認できるもの	〒087-0014 根室市朝日町２丁目６番地 根室市健康福祉部 児童デイサービスセンター 電話 0153-27-1551	期間を定めず随時募集します。 （採用人数が募集人数に達した時点で締め切り） 受付時間　８：50～17：30 までとします。 ※土・日・祝日は除く

４．採用予定期間・勤務時間及び報酬・賃金等の概要

採用予定期間・勤務時間	報酬・賃金等の概要
任用期間　任用の日～令和９年３月３１日 勤務時間　午前８時 50 分～午後５時 30 分 休憩時間　勤務時間のうち 60 分 週 休 日　土・日曜日 休　　日　祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	月額報酬（参考） 大学卒　251,800 円～ 短大卒　243,800 円～ ※採用前の経験等に応じて加算される場合があります。 ※市の規定により通勤手当等が加算される場合があります。

５．その他特記事項

内容	
支援内容	ことばや行動面、運動面等の発達に悩みを持つ子どもに対して、専門的な視点から個別支援、集団支援を行い、健やかに成長発達していくことができるよう支援する。
加入保険等	社会保険等加入
勤務場所	根室市児童デイサービスセンターひだまり
服務について	地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。（懲戒処分等を含む）
応募書類	応募書類は一切返却いたしませんので、ご了承願います。
その他	本試験は、地方公務員法第 16 条の規定に該当する方は受験できません。

６.問い合わせ先

部課担当名等	電話番号
健康福祉部児童デイサービスセンター	0153-27-1551

別　紙

〇児童指導員任用資格とは…児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条に定められた、学歴や実務要件などを満たしている人に付与される資格です。

〇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号) 抜粋

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

◇**補足**

【社会福祉士・精神保健福祉士の資格を保有】証明書類：**資格証の写し**

※**社会福祉士**か**精神保健福祉士**の資格を保有している場合、児童指導員の任用資格を得られます。

【大学や大学院で所定の専門課程を修了】証明書類：**卒業証明書**、または、**履修科目証明書**

※大学（短大を除く）や大学院において、社会福祉学・心理学・教育学・社会学のいずれかを専修する学科や研究科を修了している場合、児童指導員の任用資格を得られます。

【教員免許状を保有】証明書類：**免許状の写し**

※幼稚園・小学校・中学校・義務教育校・高等学校・中等教育学校のいずれかの教員免許を保有している場合、児童指導員の任用資格を得られます。

【児童福祉施設で 2 年以上の実務経験がある】証明書類：**実務経験証明書**、**卒業証明書**

※児童福祉施設で 2 年（最終学歴が中卒の場合は 3 年）以上の実務経験があれば、児童指導員の任用資格を得られます。